特定教育・保育施設
(私立保育所・公私連携型保育所)

指導検査基準

(令和８年４月１日適用)

この基準以外は、児童福祉法に基づく東京都福祉局が作成する指導検査基準を準用する。

墨田区子ども・子育て支援部指導検査課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	関係法令等及び関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等及び関係通達等以外の法令又は通知に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、当該違反が、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、関係法令等及び関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	関係法令等及び関係通達等のいずれにも適合する場合、水準向上のための「助言指導」を行う。

運 営 管 理 編

目　　次

1　児童の入所状況等

⑴　利用定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

⑵　内容及び手続きの説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・　1

⑶　正当な理由のない提供拒否の禁止等・・・・・・・・・・・・・　1

⑷　あっせん、調整及び要請に対する協力・・・・・・・・・・・・　2

⑸　教育・保育給付認定申請の援助・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　基本方針及び組織

⑴　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

⑵　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

⑶　教育・保育給付認定保護者に関する区への通知・・・・・・・・　3

⑷　重要事項等の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

⑸　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

⑹　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

3　職員の状況

⑴　職員配置（公定価格）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

⑵　その他の加算・減算の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・　5

4　公私連携型保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略　称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	子ども・子育て支援法
2	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	子ども・子育て支援法施行規則
3	平成26年9月30日条例第42号「墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例第42号
4	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	特定運営基準
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
6	令和5年5月19日 こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況等 (1) 利用定員の遵守	1　確認を受ける保育所の利用定員は20名以上とする。	1　利用定員は遵守されているか。	(1) 特定運営基準第4条第1項	(1) 利用定員が遵守されていない。	C
	2　利用定員は子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに定めるものとする。 ただし、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。	2　区分ごとの利用定員となっているか。	(1) 特定運営基準第4条第2項	(1) 区分ごとの利用定員を定めていない。	B
	3　利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。	3　入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じてないか。	(1) 特定運営基準第22条	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	C
(2) 内容及び手続きの説明及び同意	1　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申し込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という)に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、特定運営基準第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	1　重要事項等を定めているか。 2　利用申込者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。	(1) 特定運営基準第5条、第20条	(1) 重要事項等を定めていない。 (2) 内容が不十分である。 (3) 利用申込者に同意を得ていない。	C B C
	2　特定教育・保育施設は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、1の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を特定運営基準第62条第2項各号及び第3項に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、特定教育・保育施設は、当該書面等の交付又は提出したものとみなす。	3　当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。	(1) 特定運営基準第62条第2項、第3項	(1) 当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。	B
	3　特定教育・保育施設は、電磁的方法により、1に規定する記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2)ファイルへの記録の方式	4 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	(1) 特定運営基準第62条第4項	(1) 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	B
	4　3の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者が再び3の承諾をした場合を除き、1に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	5　当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。	(1) 特定運営基準第62条5項	(1) 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったにも関わらず、重要事項の提供を電磁的方法によりしている。	B
(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1　正当な理由がなく、受け入れを拒んでいないか。	(1) 子ども・子育て支援法第33条第1項 (2) 特定運営基準第6条第1項、附則第2条第2項	(1) 正当な理由がなく受け入れを拒んでいる。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(4) あっせん、調整及び要請	1　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1　区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 子ども・子育て支援法第42条第1項 (2) 特定運営基準第7条第1項	(1) 区が行うあっせん及び要請に協力していない。	B
	2　特定教育・保育施設は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	(1) 特定運営基準第7条第2項	(1) 区が行う調整及び要請に協力していない。	B
(5) 教育・保育給付認定申請の援助	特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	1　教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 特定運営基準第9条第2項	(1) 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が適切に行われるよう必要な援助を行っていない。	B
2　基本方針及び組織					
(1) 秘密保持等	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1　情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ているか。	(1) 特定運営基準第27条第3項	(1) 文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ていない。	C
(2) 苦情解決	1　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1　苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。	(1) 特定運営基準第30条第1項 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ウ	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 対応が不十分である。	C B
	2　特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	2　苦情の内容等を記録しているか。	(1) 特定運営基準第30条第2項	(1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。	C B
	3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3　区が実施する事業に協力するよう努めているか。	(1) 特定運営基準第30条第3項	(1) 区が実施する事業に協力するよう努めていない。	B
	4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	4　区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員から質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	(1) 特定運営基準第30条第4項	(1) 適切に対応していない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	5　特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合は、4の改善の内容を区に報告しなければならない。	5　区からの求めがあった場合、改善の内容を区に報告しているか。	(1) 特定運営基準第30条第5項	(1) 適切に対応していない。	C
(3) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1　認定内容と実態に相違がある場合、その旨を区に報告しているか。	(1) 特定運営基準第19条	(1) 保護者の不正行為について、区に報告していない。	B
(4) 重要事項等の掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え置きするとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	1　掲示又は備え置きがされているか。 2　掲示又は備え置きされている内容は適切であるか。 3　自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	(1) 区条例第42号第5条 (2) 特定運営基準第23条	(1) 重要事項等が掲示又は備え置きされていない。 (1) 掲示又は備え置きされている内容が適切でない。 (1) 自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。	B B B
(5) 情報の提供等	1　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1　施設選択に資するよう、情報提供を行っているか。	(1) 特定運営基準第28条1項	(1) 情報提供を行っていない。	B
	2　保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	2　施設について広告する場合、内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	(1) 特定運営基準第28条2項	(1) 施設の広告内容が、虚偽である又は誇大なものとなっている。	B
(6) 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1　地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めているか。	(1) 特定運営基準第31条 (2) 保育所保育指針第1章1(5)	(1) 地域住民との交流・連携の取り組みを行うよう努めていない。	B
3 職員の状況 (1) 職員配置 (公定価格)	(ア)保育士 基本分単価における必要保育士数は以下のⅰとⅱを合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること ⅰ 年齢別配置基準(※) 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 (注1)ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 (注2)確認に当たっては以下の算式によること。 ＜算式＞ {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}＋{3歳児数×1/20(同)}＋{1、2歳児数×1/6(同)}＋{乳児数×1/3(同)} ＝配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)	1　職員配置は適正に行われているか。	(1) 留意事項通知別紙2Ⅱ1(2)	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
	ii　その他(※) a　利用定員90人以下の施設については1人 b　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1) c 上記ⅰ及びⅱのa、bの保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定(注2) (注1)施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。 (注2)当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (※)保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条に基づいて都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。 (イ)その他 ⅰ　施設長 1人 (注)施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 ＜児童福祉事業等に従事した者の例示＞ 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等におけ教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等 ＜同等以上の能力を有すると認められる者の例示＞ 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等 ⅱ　調理員等 利用定員 40人以下の施設は1人、41人以上 150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)(注) (注)調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 ⅲ　非常勤事務職員 (注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 ⅳ　嘱託医・嘱託歯科医				

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
(2) その他の加算・減算の状況等	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算・減算等の要件に基づいて、適正に認定を受ける必要がある。	1 対象とする加算・減算について、要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙2Ⅲ～Ⅵ	(1) 対象とする加算・減算要件について、要件を満たしていない。 (2) 申請内容が一部不適正なところがある。	C B
4　公私連携型保育所	児童福祉法第56条の8第2項の規定に基づき締結した協定書を遵守しなければならない。	1　協定書に規定された各項目について、その内容を遵守しているか。	(1) 墨田区公私連携型保育所等の設置及び運営に関する協定書	(1) 協定書に規定された内容が著しく遵守されていない。 (2) 協定書に規定された内容が一部遵守されていない。 (3) 協定書に規定された内容の遵守に不備がある。	C B B

保育内容編

目　　次

1　特定教育・保育給付認定子どもを平等に
取り扱う原則・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　不適切保育防止・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　保育士の配置・・・・・・・・・・・・・・・・　1

4　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

5　公私連携型保育所・・・・・・・・・・・・・・　1

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略　称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	特定運営基準
2	令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」	子発0327第5号通知
3	令和6年10月18日6墨子施第1929号「各保育施設における保育体制の確認について(要請)」	6墨子施第1929号通知
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
6	令和3年5月20日3墨子施第322号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	3墨子施第322号通知

項目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1 特定教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	教育・保育給付認定子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的扱いをしてはならない。	1 子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等によって差別的扱いをしていないか。	1 特定運営基準第24条 2 保育所保育指針第4章2(2)	1 子どもや保護者の国籍、信条、社会的身分等によって差別的扱いをしている。	C
2 不適切保育防止	区内保育施設等に従事するすべての保育士等は、不適切保育の背景や要因について理解を深め、それを未然に防止するための対策を行い、保育の質の向上を目指さなければならない。 各保育施設等においては、以下の事項等に留意し、安全・安心な保育環境づくりに努めなければならない。 ・午睡時における保育体制の確保 ・死角を作らない保育活動 (参考)「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省)、「墨田区不適切保育防止のためのガイドライン」(令和7年3月 墨田区)	1 不適切保育の未然防止の取組をしているか。	1 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、3(5)ア、イ 2 子発0327第5号通知 3 6墨子施第1929号通知	1 不適切保育防止の取組が不十分である。	B
3 保育士の配置	東京都福祉局「保育所指導検査基準(令和7年5月9日適用)」(以下「都基準」という)保育内容編1保育の状況－(8)保育の体制－イ 保育士の配置 －基本的考え方 「なお、このただし書きの適用については、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和3年3月19日付子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に定めるところによること」について、本区では、令和3年5月20日付3墨子施第322号通知「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」のとおりとし、都基準を適用しない。 延長保育を実施する場合、保育に直接従事する職員は、現に登園している児童に対して事務取扱要綱に定める計算式により算出した数以上の数とする。ただし常時2人を下回ってはならない。	1 保育士を適正に配置しているか。	1 事務取扱要綱第2－4(1)ア 2 3墨子施第322号通知	1 保育士を適正に配置していない。	C
4 記録の整備	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2)提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3)区への通知に係る記録 (4)苦情の内容等の記録 (5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存しているか。	1 特定運営基準第34条第2項	1 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、特定教育・保育の提供の完結の日から5年間保存していない。 2 記録の整備・保存が不十分である。	C B
5 公私連携型保育所	児童福祉法第56条の8第2項の規定に基づき締結した協定書を遵守しなければならない。	1 協定書に規定された各項目について、その内容を遵守しているか。	1 墨田区公私連携型保育所等の設置及び運営に関する協定書	1 協定書に規定された内容が著しく遵守されていない。 2 協定書に規定された内容が一部遵守されていない。 3 協定書に規定された内容の遵守に不備がある。	C B B

会 計 経 理 編

目　　次

１　収益
⑴　利用者負担額の受領・・・・・・・・・・・・・　1

２　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・　2

３　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

４　公定価格
⑴　各加算の状況等・・・・・・・・・・・・・・・　2
⑵　虚偽等の場合の返還措置・・・・・・・・・・・　2

５　公私連携型保育所　・・・・・・・・・・・・・　2

［凡例］

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	特定運営基準
2	令和5年5月19日 こ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
3	令和7年4月11日こ成保296・7文科初第250号通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保296

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1 収益 (1)利用者負担額(実費徴収を行っている場合)の受領	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 特定教育・保育施設は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ・日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上記に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 徴収金額及び使途は適切か。	1 特定運営基準第13条3、4 2 特定運営基準第34条1	1 教育・保育給付認定保護者に負担させることが妥当と思われない費用を徴収している。 2 徴収金額が著しく不適切である。 3 徴収金額が不適切である。 4 徴収簿等を作成していない。 5 徴収簿等の内容に不備がある。	C C B B B
	特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	2 当該費用に係る領収証を交付しているか。	3 特定運営基準第13条5	1 領収証を交付していない。	B
	特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない(ただし、特定運営基準第13条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。)。	3 質の向上を図る費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得ているか。	4 特定運営基準第13条6	1 質の向上を図る費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得ていない。	B
		4 便宜に要する費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。	5 特定運営基準第13条6	1 便宜に要する費用に関し、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得たことが記録されていない。	B

項　目	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
2 利益供与等の禁止					
	特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1 特定運営基準29条1	1 金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 金品その他の財産上の利益を収受していないか。	2 特定運営基準29条2	1 金品その他の財産上の利益を収受している。	C
3 記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 記録を整備し、適切に保存しているか。	1 特定運営基準第34条1	1 記録を整備し、適切に保存していない。	C
				2 記録が不十分である。	B
4 公定価格					
(1)各加算の状況等	公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件に基づいて、適正に認定を受ける必要がある。	1 公定価格の算定に際して、必要な要件を満たしているか。	1 留意事項通知第1(1)、別紙2 こ成保296 第2	1 必要な要件を満たしていない。	C
(2)虚偽等の場合の返還措置	施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けている場合には、既に支給された加算等の全部又は一部を返還しなければならない。	1 虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けている場合に、既に支給された加算等の全額又は一部を適正に返還しているか。	1 留意事項通知第5	1 適正に返還していない。	C
5 公私連携型保育所	児童福祉法第56条の8第2条の規定に基づき締結した協定書を遵守しなければならない。	1 協定書に規定された各項目について、その内容を遵守しているか。	1 墨田区公私連携型保育所等の設置及び運営に関する協定書	1 協定書に規定された内容が著しく遵守されていない。	C
				2 協定書に規定された内容が一部遵守されていない。又は内容に不備がある。	B
				3 協定書に規定された内容の遵守に不備がある。	B